

第百十二号議案

東京都霊園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都霊園条例の一部を改正する条例

東京都霊園条例（平成五年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。  
別表第二中「五十九万七千円」を「百五十五万二千円」に、

樹林型合葬埋蔵施設	
小平霊園	多磨霊園
一体につき	
十二万六千円	九万一千円

を

樹林型合葬埋蔵施設		
小平霊園	多磨霊園	雑司ヶ谷霊園
一体につき		
十二万六千円	九万一千円	十万六千円

に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

染井霊園の立体埋蔵施設使用料の上限額を改定するとともに、雑司ヶ谷霊園の樹林型合葬埋蔵施設使用料に係る規定を設ける必要がある。